

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

当事業所が提供するサービスについての相談窓口
電話番号 0258(86)8111 受付時間（8時30分～17時30分）
担当 管理者 阿部 結花

1、「グループホームふるまい見附」概要

(1) 事業所の名称、所在地

● 事業所名	認知症対応型共同生活介護 「グループホームふるまい見附」
● 所在地	〒954-0051 新潟県見附市本所1丁目26番25号
● 介護保険事業所番号	1591100134

(2) 当ホームの職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1名 (兼務)		事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行う 利用申し込みに関わる調整等を行う
計画作成担当者	介護支援専門員	1名以上 (兼務)		利用者に関わる介護計画の作成等を行う
介護職員	介護福祉士 他	10名以上		介護業務にあたる

(3) 同事業所の設備の概要

○建物の構造・面積：木造平屋建 準防火構造建築（スプリンクラー完備）建築延べ床面積 525.02 m²

定員	9名	2ユニット
居住個室	9室	2ユニット 1部屋 9.09 m ² 洗面台・収納付等（約6畳）
浴室	2室	ユニットA 7.97 m ² ユニットB 7.97 m ²
ダイニングキッチン	2室	ユニットA 39.11 m ² ユニットB 39.11 m ²
トイレ	6箇所	ユニットA 3箇所 ユニットB 3箇所

2、サービスの内容

基本的人権とプライバシーを尊重し、「穏やかに、和やかに、安心して」をモットーに、家庭的な雰囲気の中で認知症の症状を緩和するよう共同生活を援助していきます。

- ① 食事・入浴・排泄・着替え等の介護
- ② 食事の提供（身体の状況に応じた形態・内容の物を提供する）
- ③ 日常生活上の世話

- ④ 日常生活の中での機能訓練（生活リハビリ）
 - ⑤ 買い物・趣味の援助
 - ⑥ 健康チェック
 - ⑦ 服薬の管理
 - ⑧ 生活相談
 - ⑨ 受診
 - ⑩ その他
- 以上を内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

3、料金

（1）介護保険利用料金

利用料は給付費の1割で、下記のとおりです。但し、一定の所得以上の方は負担割合証に応じ2割又は3割負担となります。（下記料金表の自己負担額の2倍又は3倍の料金）

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。介護保険制度では、要介護認定による介護度によって利用料が異なります。以下は1日利用あたりの自己負担分となります。

状 態 区 分	1日あたりの自己負担額
要支援 2	749 円
要介護 1	753 円
要介護 2	788 円
要介護 3	812 円
要介護 4	828 円
要介護 5	845 円

（2）介護保険料加算

夜間支援体制加算 (I)	50 円/日	
夜間支援体制加算 (II)	25 円/日	
若年性認知症利用者受入加算	120 円/日	
入退院支援の取組（入院時費用）	246 円/日	1月に6日を限度
看取り介護加算	72 円/日 144 円/日 680 円/日 1280 円/日	死亡日以前 31~45 日以下 死亡日以前 4~30 日以下 死亡日以前 2 日又は 3 日 死亡日
初期加算	30 円/日	入居日から 30 日以内
医療連携体制加算 (I) イ	57 円/日	
医療連携体制加算 (I) ロ	47 円/日	
医療連携体制加算 (I) ハ	37 円/日	
医療連携体制加算 (II)	5 円/日	
退居時相談援助加算	400 円/回	利用者 1 人につき 1 回を限度
退居時情報提供加算	250 円/回	利用者 1 人につき 1 回を限度
認知症専門ケア加算 (I)	3 円/日	
認知症専門ケア加算 (II)	4 円/日	

協力医療機関連携加算	100 円/月 40 円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	10 円/月 5 円/月	
新興感染症等施設療養費	240 円/日	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	150 円/月 120 円/月	
科学的介護推進体制加算	40 円/月	
生活機能向上連携加算（Ⅰ） 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	100 円/月 200 円/月	
栄養管理体制加算	30 円/月	
口腔衛生管理体制加算	30 円/月	
口腔・栄養スクリーニング加算	20 円/回	6 ヶ月に 1 回を限度
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	22 円/日 18 円/日 6 円/日	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に 18.6% を乗じた単位数 所定単位数に 17.8% を乗じた単位数 所定単位数に 15.5% を乗じた単位数 所定単位数に 12.5% を乗じた単位数	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	100 円/月 10 円/月	

（3）その他の費用

家 賃	60,000 円/月
食 材 費	1,500 円/日（概ね 45,000 円/月） 朝 400 円 昼 500 円 夕 500 円 おやつ 100 円
管 理 費（光熱水費等）	23,000 円/月
実 費	理美容代・紙おむつ・レクリエーションにおける交通費・入場料等・小遣い・医療費・家人より依頼された物品の購入・教養娯楽費等

※①月の途中での入退所の場合、利用料は利用日数により日割計算となります（1月＝30日）。

金額表示については、端数処理により若干変動する場合があります。又、入院・外泊等により不在の場合は、家賃と管理費のみ徴収させて頂きます。

※②上記の料金は、制度改正、物価の変動その他の理由により変更する場合があります。

※③『居宅療養管理指導』を利用する場合、別途に介護保険利用料金がかかります。

※④退居時に破損や汚れが著しい場合、修繕等にかかる費用は利用者の負担となる場合があります。

（4）支払方法

毎月、15日前後に前月分の請求をいたしますので23日までにお支払いください。

お支払方法は、毎月23日ご指定の口座から自動引き落としさせていただきます。
但し現金にて集金させていただく場合もあります。

4、当ホームの特徴

(1) 運営方針

「基本的人権を尊重した、安心と尊厳のある生活」を基本理念とし、認知症のある要介護高齢者と共になじみの環境を整え、おだやかに、和やかに、安全で安心な日常生活を支援しています。

(2) 選択のための情報提供・留意点

- ・ ケアスタッフは専門資格者を揃え、日常生活全般のケアを専門的に支援します。
- ・ ケアスタッフには、認知症の専門知識を得るため、研修を実施しています。
- ・ ケア記録　希望により開示し家族と密に連携をとっていきます。
- ・ 面会　自由です。
- ・ 外出、外泊　自由です（届け出用紙に記入）。
- ・ 金銭管理　立替金取り扱いに基づいて管理致します。（明細を家族に報告する義務）
- ・ 持込品　使いなれた馴染みの物（タンス、湯のみ等）。貴重品はご遠慮下さい。
- ・ 受診　協力医への定期受診などについては当ホームで対応することも可能ですが、
　　基本的にはご家族でお願いします。
- ・ その他　相談に応じます。

5、緊急時の対応方法

緊急時は協力病院が対応します。当ホームでは、下記の病院と連携しています。

- ・ 見附市立病院　　住所：見附市学校町2丁目13-50
　　電話：0258（62）2800
- ・ 山谷クリニック　　住所：見附市本所1丁目12-10
　　電話：0258（61）1388

6、重度化した場合における対応に係るホームの指針

※ 緊急時における連携体制

緊急を要する際は、協力医である医師、訪問看護、ホームの職員と連携を図り早急に治療が受けられる体制をとっています。

※ 重度化した場合の対応

入居者の状態変化により、ホームでの生活が困難となった場合はニーズに応じて、以下のようないくつかの対応をいたします。

- ・ 連携施設等への入所の支援
- ・ その他の施設（介護老人福祉施設等）・病院等への入所・入院への支援
- ・ 在宅介護【居宅ケアマネージャーとの連絡、調整】の支援

※ 入院期間中の取り扱い

入居者と事業者の話し合いにより、退院後ホームへの復帰を希望され、またそれが可能であると思われる場合、家賃と管理費を入院期間中もお支払い頂ければ、おおよそ2ヶ月を目処に、居室を確保しておくことが可能です。

※ 終末期の対応について

上述の通り、利用者の状態の変化に伴いホームでの対応が困難となった場合は、しかるべき医療機関、介護保険施設などへの入院、入所に係る支援をさせて頂きます。

7、※体調の変化等緊急の場合には以下のところへ連絡いたします。

主 治 医	
主 治 医	
連 絡 先	
ご 家 族	
① 氏 名	
連 絡 先	
② 氏 名	
連 絡 先	

8、災害発生時の対応に関する事項

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

<消防用設備>　　火災受信機・火災通報装置・スプリンクラー・消火器・誘導灯

自然災害発生時は、情報収集と被害状況を把握し、利用者等の安全確保や必要な支援、関係機関との連携を図ります。

9、虐待の防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。また、職員等による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、速やかに市町村及び関係機関に通報するものとします。

- (1) 虐待防止に係る措置を適切に実施するための責任者は管理者とします。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的に実施します。

- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知を図ります。

10、身体拘束に関する事項

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況ならびに緊急やむを得なかつた理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。
- (2) 身体拘束等適正化のための指針を整備します。
- (3) 身体拘束等の適正化のための委員会を3ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

11、サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当ホームの苦情受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

[苦情処理担当者]

苦情受付担当者 石田 郁乃

苦情解決責任者 阿部 結花

電話 0258（86）8111（受付時間：月曜日～日曜日 8時30分～17時30分）

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために第三者委員を設置しています。

- (2) 苦情処理手順

- ① 利用者および利用者代理人から苦情があった場合、原則として苦情処理担当者が対応する。両者ともに不在の場合は、他の職員でも対応するが、その旨を苦情処理担当者に直ちに報告する。
- ② 苦情処理担当者は、必要事項について確認をとる。手順に沿い相談および苦情について処理する。
- ③ 苦情の内容により、講ずるべき措置について関連機関と協議する。

（保険者となっている各市町村の健康福祉課介護保険係）

- (3) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・見附市健康福祉課 介護保険係 0258（61）1350
- ・見附市地域包括支援センター西 0258（62）3345
- ・新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 025（285）3022

12、業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3、衛生管理等（感染症対策に関する事項）

事業所において感染症の発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態において必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底します。
- (4) 職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 4、ハラスメント対策の強化

事業所は、働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。事業所では、身体的暴力・精神的暴力及びセクシャルハラスメント等を総称してハラスメントとしています。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

（上記は当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族が対象となります。）
- (2) 事業所は、職場におけるハラスメント防止のため「ハラスメント対策基本方針」を策定します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について、研修などを実施します。また定期的に話し合いの場や相談窓口の設置を行い、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 5、当法人の概要

名称・法人種別	株式会社生活サポーターふるまい
代表者役職・氏名	代表取締役 皆川 敬
法人所在地・電話番号	新潟県見附市本所1丁目25番52号 0258(62)3555

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	法人	株式会社生活サポーターふるまい	印
	法人所在地	新潟県見附市本所1丁目25番52号	
	事業所名称	グループホームふるまい見附	
	事業所番号	1591100134	
	事業所住所	新潟県見附市本所1丁目26番25号	
説明者		阿部 結花	

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、内容について承諾しました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

代 理 人 住 所

氏 名 印

連帶保証人 住 所

氏 名 印

身元引受人 住 所

氏 名 印